

平成25年第1回六戸町議会定例会会議録（第2号）

平成25年3月5日（火）午前10時開議

出席議員（11名）

1番	杉山茂夫	2番	附田輝雄
3番	久田伸一	4番	高坂茂
5番	下田敏美	6番	川村重光
7番	河野豊	8番	円子徳通
9番	母良田昭	11番	金崎盛三
12番	苔米地繁雄		

欠席議員（1名）

10番	山本実
-----	-----

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	吉田豊	副町長	保土澤正教
総務課長	坂本定美	企画財政課長	保土沢博昭
税務課長	棟方晃祥	産業課長	松村茂
町民福祉課長	保土沢定一	建設水道課長	下田正幸
病院事務長	田中茂樹	会計管理者	山本晃広
教育委員会 委員長	長根富栄	教育長	櫻田泰弘
教育課長	川村政則	農業委員会 会長	金淵盛一
農業委員会 事務局長	松村茂	選挙管理 委員会委員長	高橋司
選挙管理 委員会 事務局長	坂本定美	代表監査委員	米内山功
監査委員 事務局 局長	田中義喜		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長 田中義喜                      事務局次長 畠山正子  
主査 吉田 聖

---

議事日程

日程第 1 諸報告

日程第 2 一般質問

通告者 5番 下田 敏美 君

7番 河野 豊 君

4番 高坂 茂 君

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

会議録署名議員の氏名

9番 母良田 昭

11番 金崎 盛三

## 会 議 の 経 過

議 長（苫米地繁雄君）

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

本日の欠席議員を報告いたします。

10番、山本実君から欠席する旨の通告がありましたので、報告いたします。

ただいまの出席議員数は11名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

開議（午前10時00分）

議 長（苫米地繁雄君）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項に基づき出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第2 一般質問に入ります。

一般質問の通告者は3名であります。

最初に、5番、下田敏美君は一括方式による一般質問です。

下田敏美君の発言を許します。

5番、下田君。

5 番（下田敏美君）

一般質問に入る前に、一言申し上げますことをお許しいただきます。

間もなく3.11の東日本大震災から2年になりますが、現地へ行って見ると全く手つかずの状態、一日も早く復興をしてほしいものです。

昨年末の政権交代により、安倍内閣が発足しアベノミクスに象徴されるように、デノミから脱却して経済再生が叫ばれておりますが、国民の一人として、経済再生を願わずにはおられません。

一方、町内に目を向けると、昨年3月31日開業90周年を目前にして廃止された十和田観

光電鉄の線路施設関係の撤去作業が始まり、毎日その作業を見て悲しい限りで、まことに残念でなりません。いつも思うことは、地元議員として運行継続に何一つ力になれなかったことに、ただただ申しわけない気持ちでいっぱいであります。

また、去る2月25日文化ホールで開催された上北道路開通と地域を考えるシンポジウムで、3月24日開通が発表されました。シンポジウムに参加した方々一同、効果に対して大いに期待する旨の意見発表がありました。私も大いに期待する一人であります。

それでは、通告に従い一般質問させていただきます。

まず、3月で上北道路が開通するが、これを機会に県とタイアップして金矢工業団地へ強力に企業誘致すべきと思うが、町長の考えをお伺いします。

昭和40年代初め、三沢米軍基地縮小に伴い多数の従業員が解雇されました。その従業員の雇用の場を確保するため、金矢工業団地を造成し、企業誘致するために計画したと記憶しております。昭和47年事業が開始され、町民は企業が進出して一大企業団地ができるものと大きな夢を持ったものでした。その夢もつかの間、分譲が開始された51年は世の企業はオイルショックで企業倒産が相次ぎ、進出企業はない状態が長く続き、県の努力により、ようやく一部の用地に実質5社が進出と記憶しております。工業用地面積が74ヘクタールありながら、分譲済みは2割にも満たないことを思うと残念でなりません。事業開始から41年経過しましたが、至るところが原野になっており見る影もございません。幾ら県の土地といえ、地元の町としてアクションを起こしていただくことを願っております。そして、若者に雇用の場を確保してやり、希望の持てるまちづくりを期待しております。

そこで、町長より次の点についてお伺いします。

1点目、将来性、継続性のあるまちづくりは若者に雇用の場を確保してやることだと思う。工業団地が造成されてから40年以上経過しますが、雇用の場確保のために企業誘致を強力に推進すべきと思うが、町長の考えは。

2点目、企業誘致するために当たっての問題点は排水だと思うが、県と共同の下水、排水といったほうがいいでしょうか、処理場を建設すべきと思うが、町長の考えは。

次に、当町は災害のない町ですが、3.11の震災による福島第一原子力発電所の事故に見るとおり、災害はいつやってくるかわかりません。想定外の一言で済ますわけにはいきません。当町においても、六ヶ所村の原子燃料サイクル施設から30キロ圏内に金矢部落、工業団地の一部が入ります。ということは、当町も30キロ圏内の避難区域にあると理解すべきではないでしょうか。

もし、サイクル施設に万が一、事故が発生した場合のことを考えると、非常に近い距離である当町民は不安を感じると思います。いつも災害が発生すると、大きなダメージを受けて路頭に迷うのがそこに住む住民です。これらに対処するために、町長に次の点をお伺いします。

町では、災害に対処するため避難場所を指定し町民に防災マップを配付しているが、早急に避難場所の標識並び通路の標識を設置すべきと思うが、町長の考えをお伺いします。

1点目、町民は東日本大震災から学ぶ点が多々あったと思う。当町においても、防災意識を喚起するためにも、早急に指定した場所に標識設置が必要と思うが、町長の考えは。

2点目、現在、20カ所の避難場所を指定しているが、見直しが必要と思うが、町長の考えは、この2項目であります。

以上、2点の質問事項について申し上げましたが、町長の簡潔なご答弁をお願い申し上げまして、私の第1回目の質問を終わります。

議 長（苫米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

皆様、改めましておはようございます。

早速ではございますが、5番、下田議員さんのご質問に答えてまいりたいというふうに思っています。

まず、金矢工業団地でございます。

今、ご質問にありましたように、県が昭和51年から分譲を開始しており、工業用地面積、先ほどご質問のとおり74.3ヘクタールのうち、現在の利用率は、これまた20%を切ります19.6%というふうに、実はご質問のとおりでございます。

また、金矢工業団地への誘致につきましては、バブル崩壊後の長引く景気の低迷やリーマンショックといった経済的な影響もありますが、交通アクセス網が未確立であるということや、他の工業団地と比較して分譲価格が割高であることなど、複数の課題を抱えているということも原因となっております。

県では、今月開通されます上北道路のインターチェンジが、金矢工業団地付近に開設されることで金矢工業団地へのアクセス環境が改善されることを想定し、分譲促進策として優遇制度とあわせ、さまざまな優位性を積極的に情報発信し、企業立地が促進されるよう誘致活動に鋭意取り組んでいるというふうに伺っております。

町といたしましても、上北道路の開通により既存企業の経営の安定化が図られますことを期待するとともに、若者の雇用の場が確保されますよう要望してまいりたいと考えているところでございます。

次の下水道処理場を県と共同で建設すべきということでございますが、県では、これまでに金矢工業団地の排水を小松ヶ丘地内の集合処理施設や馬淵川流域下水道幹線に接続することなどを検討した経緯がございます。どちらの施設へ接続いたしましても膨大な費用がかかることから、建設できない状況と聞いておりますので、現時点では県と共同での下水道処理場の建設は、町としては考えていないというのが現実でございます。ご理解を賜りたいというふうに思います。

次に、町の災害に関することでございますが、お答えを申し上げたいというふうに思います。

平成23年3月11日、間もなくその日が来ますが、東日本大震災から2年を迎えようとしておりますが、亡くなられた方、行方不明者の方を合わせ1万8,000余名の方がいらっしゃいます。お亡くなりになられた方々に心からご冥福をお祈り申し上げたいものでございます。また、全国に避難されている方は31万5,000人とも言われており、一日も早くふるさとに帰れますよう願わずにはられません。

地震後の町の対応につきましては、平成23年9月議会での一般質問でもお話ししておりますが、地震直後に関係団体の献身的な協力や町民の皆さんの冷静な対応のおかげを持ちまして、当町では大きな被害、混乱がありませんでした。また、町民の皆さんから被災地への支援物資の提供、義援金など温かいご支援をいただいたことに、この場からではございますが、改めて感謝を申し上げたいというふうに思います。

さて、指定避難所につきましては、町の地域防災計画で屋内避難所として、小・中学校、地区公民館、児童館、交流館など、屋外避難所としては、小・中学校グラウンドや総合運動公園などを指定しており、施設の合計で20カ所というふうになっております。

東日本大震災以降、町では備えることの重要性を再確認し、各種補助事業と単独事業を組み合わせてまして設備の充実を図っております。

平成23年度では、各消防分団に発電機、投光器等の整備、平成24年度では、防災の拠点となります役場庁舎へ発電機の整備と車庫にはシャッターの開閉のため電気の備蓄設備、避難所開設時のための備蓄食料の購入、指定屋内避難所へ発電機、投光器等の整備を行っているところであります。また、災害時の拠点となります庁舎の耐震診断を、この建物でござい

ますが、行ったところ、現在の耐震設計基準に適合しているということでございます。

このように、大震災以降、避難所等への整備を図ってきておりますので、ご質問の標識でございますが、設置につきましても、今後、避難施設等への整備計画の検討とともに、補助事業制度の活用を念頭に標識設置の方向で検討していかなければならないという認識でございますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。今、しばらくお時間を頂戴できればというふうに考えるところでございます。

次に、指定避難所の見直しが必要ではないかということでございますが、現在、六戸町地域防災計画の見直しを行うため業務委託をしているところであります。

青森県では、国の防災基本計画の修正を踏まえ、今年度前半に地域防災計画の修正を実施することになっておりましたので、県の修正が終わり次第に町の地域防災計画の見直し作業を進めることとしております。見直し作業の完成時期としましては、県の修正がことし1月までずれ込んでいるため、平成25年度へ繰り越しますが、早期の完成に努めてまいりたいと思います。

指定避難所の見直しとしましては、現在の地域防災計画では折茂小学校が指定避難所になっておりますが、現在統廃合し撤去いたしましたので、かわりに折茂公民館を指定避難所にするを既に町内会の方をお願いをしているところでございます。

その他の指定避難所につきましては、現段階では特別見直しが必要という考え方は持っておりませんが、今後、町の地域防災計画修正の検討の中で、いろいろな対処すべき点等があれば、またご意見等があった場合、そのときに適切に対応してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜ればというふうに思います。

以上で1回目のお答えにさせていただきます。

議 長（苫米地繁雄君）

5 番、下田君。

5 番（下田敏美君）

ご答弁いただいてありがとうございます。

金矢工業団地の件ですが、この間の2月24日、知事が、これで金矢工業団地に勝負をかけることができると、町長も聞いたと思いますけれども、さきの知事が言った言葉ですから、私は大変重い言葉だと思います。その言葉について町長のコメントをお願いしたいと思いません、知事の答弁に対してです。

それから、排水の問題ですが、やっぱり40年たっても、今まで相当の企業がアプローチあ

ったわけですがけれども、やっぱり詰めていくと、最後は排水の問題で断念するというのがいっぱいあったわけです。やっぱりこれを解決しないことには、どうしても先が見えないと思います。ですから、私は共同でというのは、県にまかせれば借金でどうにもならないという回答ですから、何とかこの問題をとにかく解決してほしいという思いでいっぱいです。

それから避難場所ですが、私見て認識し直したんですが、日本原電で発行している広報があるんですが、平成24年12月号を見てまた改めて思ったんですが、30キロ圏内、金矢工業団地と金矢部落入るといふのを町長ご存じでしたか。だから、あれ一部かかるということは、やっぱり町全体がかかるという解釈を、私はしなければならぬと思います。

それで、福島第一原発で見るとおり、もし万が一あそこにあった場合、大変な事態が生じると思っています。ですから、あそこに今、この間の新聞見たら、ガラス固化体が1,442本あると、あと5年後、900本またあそこへ運ばれるということを考えてだけでもぞっとするわけです。もし万が一、事故あった場合、まあ、福島第一原発物でないと思います。私は日本の半分は避難しなければならないぐらいの大きな事故になってしまうと思うんですけれども、その場合のやっぱり町民に対して喚起も必要だと思ひます、私は。

それで、標識はもちろんです、事故があった場合、避難場所に集合させて、子供たちを一番先に避難させるとか、そういうやっぱりマニュアル化すべきだと思ひます。ないと、みんな私も、3.11の震災を見て、誰もあんな事故が起こると思わぬと思うんですけれども、実際起こっているわけです。だから、六ヶ所のあれだけ大きい燃料棒も保管している、やっぱり何かもしあった場合は、措置してやっぱりマニュアル化すべき、それは町長、やるべきだと思ひます。とにかく子供たち一番先に避難させて、遠くへ遠くへ運ばなきやならないんです。幸いうちのほうは町民バスもあるから、その辺をやっぱり考えるべきだと思ひますよ、私は。

それから、マップを見ると、やっぱりさっき町長が言ったとおり、折茂小学校はもうないわけです。それから、あれには小松ヶ丘が抜けています。だから小松ヶ丘交流センターをあそこへやっぱり追加して、小松ヶ丘、例えばあそこあれだけ世帯ふえていて、大曲小学校へ移動するとしても相当時間かかると思ひます。だから交流センターできたから、私はあそこを、マップに交流センターを追加すべきと、そう思ひます。

以上で2回目の質問終わります。

議長 長（苦米地繁雄君）

町長。



町 長（吉田 豊君）

2回目のご質問にお答え申し上げたいと思います。

まず先般、県知事がおいでになられたときにお話しされたこと、非常に心強い発言だなどというふうに捉えております。実際に交通アクセスとしての利点という部分は高まったこととなります。ただ、青森等を含めて、まだ天間林までの開通がなければミッシングロードということになっておりますので、片手落ちの道路かなというふうには思いますけれども、まず八戸方面、港湾方面含めて非常に便利が増すだろうなと思っておりますので、知事の発言、それに伴っての力強いお話は非常にありがたいなというふうに思いました。

ただ、実際に町として傍観しているということではなくて、相当以前から私は小松ヶ丘に関しましては、先ほど水の排水のお話もありましたが、実際にこの場所をどうするかということ、考え方、概念をしっかりと時代に合わせながら検討していかなければならぬという旨は、県の担当であります工業振興課にお話をしてきました。

どちらかという、マスコミの方から脇で聞かれて記事になったこともありますけれども、こうする、ああするということではなくて、今のままでいいという捉え方は、県のほうでもちょっと新たにしようがよろしいんじゃないかというお話しをいたしました。それはどうということかといいますと、やはり造成して以降の、一種のあそこを運営していく経営といたしますか、そういう部分における金銭的課題や何かは大きなものとして県が抱えています。表には出さないのかもしれませんが、そのことはやはりネックになっているのだろうなど、県としては、それと裏腹の中で、当然のこととして企業誘致という部分、一生懸命やってきました。ただ、来る中において、どうしても県からの話がありましたから、私どもも何度か話に乗りました。しかし、最終的には決まらずに今日に来た。そして排水の問題のケースも結構ありました。

雨水もそうなのでありますけれども、基本的に流入いたします姉沼、小川原湖に関する漁協のこととか、そういうことは、実際、企業の場合には、ある一定の部分は企業の責任でもって水処理という部分は行うわけがございますけれども、でも、それにいたしましても、雨水含め工業的な意味合いの部分は、新たな部分が流れてくるのは困るというような言われ方をされますと、どうしても企業側としては身を引いてしまう傾向があるというのは、今までの経過でございます。ですから、知事もそのことは十分踏まえていると、そしての発言だというふうに思っておりますので。

以前にも、昨年、一昨年、別のお話もありました。がしかし、立ち消えとなりました。私

どもも今までの経緯がありますので、本当に確固たるものがない限りにおいて、例えば議員の皆様やそういう方々に反映するということはできないなというふうにしてまいりました。やはりとは言いたくはないのでありますが、成就いたしませんでした。

そのことを踏まえながら、また個人的にも知事さんが、何とかあそこに張りつけるようにやっているからというお話を私にしてくださいましたので、今、その詳細と、また動きがどうであるのかを確認しながら、ともに行って、その旨を説明するなりお願いすることが必要であるならば、県とともに出向いてもって、その企業等に挨拶等に行ければなというふうに思っているところでございます。

水の問題でございますが、今、一部お話しいたしましたが、どうしても環境の変化、これは先ほどリーマンショック含め、いろいろな経済事情というふうに言いましたが、やはり環境にかかわる考え方という大きく変わった部分が、先ほど言ったような大きな課題になっているというのが事実であります。じゃ、完全に水処理をして、私は大丈夫な水は流せるというふうには思うんですが、技術でもって、ただ、それだけの浄化の精度の高いものというのは、当然、通常の下水処理以上にコストがかかることになります。

県は、これは先ほどの工業団地の管理を含めて莫大な債務を抱えているわけでございます、なかなか踏み出せない。ましてや町としてはとても、協力することは可能であっても、町単独でそういうものをやるというレベルではないというふうに捉えておりますので、ご指摘いただいたご意見に関しては、私も同感でございますので、こういう点を乗り越える形の中での企業、先ほど言われた雇用を含め、その拡大のためにどのようにしていくのかを、もっと具体的に進めてくださるよう県のほうにも進言してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

それから、六ヶ所から30キロ、それがありますので、活性化センター含め隣々接ということで、六戸町がその自治体というふうになっております。

現在、皆さんも新聞等でごらんになっていらっしゃるのとおり、今、いろいろな放射能にかかわる部分で、動きながら検討しているのは、原子力発電所からの30キロという範囲の中で今動いています。野辺地町さんが、それに東通から入るんだというようなお話もあります。

今、保管に関する部分は、これからも出てくるかもしれませんが、現段階では、まだ具体的に発電所以外のところからの距離が何キロだからどうするこうするというお話は出てきておりません。制度上、システム上のことで皆さんおわかりだというふうに思いますけれども、放射能を持った物質が存在するという事は確かでございますけれども、水蒸気爆発であれ

メルトダウンであれ、そういう場合というのは臨界に達した状況の中で起きた場合でございます。そして拡散するということがあります。それは主に発電所で起きることでございます、六ヶ所の場合には、最高の状態の臨界を越しながらやらせるという施設じゃないので、今のような後回しの、後回しという表現がいいかどうか分かりませんが、発電所に対応するのは違う形であるのかなというふうに思っております。

ただ、発電所との30キロ圏の防災計画等、今いろいろ新聞で出てきておりますけれど、それがまず定まって、そして今度は六ヶ所と、今まで隣々接、金矢、おっしゃったような場所が入りますので、隣々接自治体となっておりますが、そういう自治体との関係、防災上にかかわるやり方、考え方、そういう部分はこれから議論していくことになるだろうというふうに思っておりますので、ご心配される点は私も同感でございますので、そういう機会ありましたら、この六ヶ所からの30キロ圏内はどのような備えをしていくと、放射能に関して、そういうのを私どもも申し述べながら進めてまいりたいというふうに思っております。そのようにご理解賜りたいというふうに思います。

それから、マップのことですが、小松ヶ丘が入っていないということでございますが、地図自体には入っておりませんが、まだそちら前つくったやつだったので入っておりませんが、実際はもうそういう指定のあれをやっておりますので、その経過は担当課長のほうから、ちょっと答えさせたいというふうに思います。

議 長（苫米地繁雄君）

総務課長。

総務課長（坂本定美君）

議員お話しのとおり、平成18年に作成いたしました防災マップの表示の中には小松ヶ丘地域交流館は入っておりませんが、平成19年に作成いたしました地震防災マップには小松ヶ丘地域交流館は入っていますし、現在の町の地域防災計画の指定避難所にも小松ヶ丘地域交流館は入っておりますので、ご報告申し上げます。

議 長（苫米地繁雄君）

5番、下田君、3回目です。

5 番（下田敏美君）

知事の言葉を信じながら、これから見守っていきたくと、そう思います。

町長、かつては職員を国際交流協会、県庁へ派遣したことがあります。ですから、私思うには、東京事務所へ職員を派遣してやることも考えるべきだと思います。それで、県職員と一

緒に企業訪問させて、1社でも来ればすばらしい成果だと思います。やっぱり、そういうことも私は考えるべきだなと。もう40年以上も経過しているから、あのままで負の遺産で終わらせたくないなと、私もかかわった人間としてそう思います。だから職員も派遣して、ぜひ企業訪問させてほしい、そう思います。

それから、同じ話の繰り返しですけれども、とにかく何かの方法で排水をみつけて問題解決をしてほしいと要望しておきます。

それから、避難場所の件ですけれども、やっぱり、私、各避難場所を回ってみましたけれども標識1枚もない。やっぱり県が決まったら町でそういうふうにとやると言いますけれども、とにかく避難場所と避難経路の標識を町民がいつでも確認できるような場所に設置しておくべきだと、そう思います。やっぱり常に、もう3年、4年たつと、だんだん3.11も忘れ去られると思いますけれども、いつでも災害あった場合のことを忘れさせないためにも標識の設置をぜひ早急にやってほしい、そう思います。

マップは総務課長に聞いたからわかります。

以上で質問を終わります。

議長（苫米地繁雄君）

答弁者、町長。

町長（吉田 豊君）

まずは、職員を派遣しても積極的にやるべきではないかということについてお答え申し上げます。

実は、全く私も同じ、真剣に思います。八戸市さんの場合には東京事務所を設けて、県の関連もあるのかどうなのか、市が責任を持ってやっている部分の工業団地等もありますし、企業自体もありますので、向こうに職員を派遣しております。

私どもは、今ご質問にあるように、小さな町とはいえ、そういうふうには置けたらいいなというふうに思っております。ただ、どれだけの活動をできるのかというのはありますけれども、そういう視野の広い環境を職員を含めてやっていくというのは、本来は大切だろうなというふうには思っております。

ただ、下田議員さんもおわかりのとおりで、職員も実際は事務職員で110名以上いましたけれども、今は80名しかいないということで、業務内容ふえてぎりぎりですべてやっておりますので、その人的な部分、たくさん採用しながらいろいろなものやっつけていけるようにできればいいんですが、そうしたいんですけれども、そこら辺ブレーキもかけなきゃならないような

行財政のあり方の中にありますので、こちらのほうの状況とも加えながらどのように対応していけばいいのか考えたい。できるだけ、県含めいろいろな話がありましたら、私どもが直接的に町のほうからも出向いてもいいのかということ等も工業振興課のほうから確認しながら積極的に進めていきたいなというふうに思っております。具体的には、もしそういうふうにご質問のとおりできれば最高だなというふうに私自身も思っておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

排水の件でございますが、全くおっしゃるとおりでございます、実際にこれに対する対応、またアクセスのことも先ほど言いましたとおりありますけれども、排水の部分が解決するならば、相当優位な状況になり得るなというふうに思っております。

申し上げたような事情等もありますので、しかし県のほうにはぜひとも、例えば間接的な意味合いでの被害、環境汚染というような捉え方をしているのであれば、漁協等含めて県のほうも積極的にご理解いただくように環境づくりをしていただきたい。あわせて説得できる限りの排水処理というのを県も考えなきゃいけないということは、ご質問に従いながら私も述べてまいりたいというふうに思っております。

また、標識に関してでございますが、実際はいろいろな事業とか、防災にかかわる事業等々、照らし合わせながらやるというふうに先ほどお答えしましたが、当然のこととして、避難所との関連の中にあって設置していくというふうに捉えていただいて結構だと思いますので、やはり、どういう流れかという部分は捉えていただきたいなというふうに思います。

放射能のことも含め、いろいろな水害、または火災、いろいろな我々の周りには災害に遭う場合があります。地震、もちろんでございます。ただ、一番避難所で避難するということの大切さは、気をつけなければいけないことは、防災の関係で、実は私も自治体のあり方という中で講習等にも行ってまいりました。その中でお話されていたのは、まず指示に従ってというのは、都市部や何かで目先に何も無いようなところは、それを確認して逃げてくださいと、しかし、余裕のあるところは、まず慌ててどこか避難所に行ってしまうということをしなくて、まず身の安全を、外へ出るなり建物の中にいるなりで確認して、それから落ちついてから、例えば家が倒壊したり火災にあったりした場合には、どこへ行って住むかという、避難するかということを考えていけばいいので、まずもって事が起きたときには、自分の身を守るということをしてくださいと。

避難所等がある関係で、すぐ行ってしまおう。これは阪神淡路のときの防災の課長さんがラジオの放送でコメントでお話しされていましたが、我々は大失敗だったと、一生懸命これが

いいと思って、避難マップそして案内板とかやった。あのとき起きたら地元の人たちがみんな避難所へ行った、避難場所へ、ところが実際は、建物の倒壊で逃げられなかったり出られなかったりした人がいたけれども、後でレスキューがあっちこっちから来たけれども、どこに誰が住んでいるか地元の人がないのでわからなかったという。もっと、まず安全な場所があったら、地域の人たちがわかる範囲の中で一生懸命その確認をして、それから避難所へというような形が住民の社会には必要ではないかというお話をされていたことがあります。

ですから、私ども案内を含めて、そういうのは設置するように、今お話ししたとおりにやりますが、その避難所へ行けばいいというのは、ただ逃げればいいではなくて、まず自分の家なり自分の敷地なり工場なりお勤め先なりで身の安全を確保し、そして大きな災害に遭って生活が営めない、そういうような場合において、私どもは食料を含め、また寝具を含め、いろいろな対応として避難所というところで、町としては最大限の備えをしながら対応していくということ、これが1つの基本的パターンかなというふうに思っておりますので、案内板も今の状況ですとつけなきゃなりませんので、やりますけれども、心構えとしては今お話ししたように捉えていく。我々は幸いにして、大都会と違いまして空間的スペース、余裕という部分がございますので、その中で身の安全確保という捉え方を心にとめておくというのが、一番のまず安全策、対策ではないのかなというふうに思っております。

ちょっと余分なこともお話しいたしましたが、質問の点は実施しながらやっていくように進めてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議 長（苫米地繁雄君）

3回目の質問が終わりました。

これで、5番、下田敏美君の一般質問が終わりました。

次に、7番、河野豊君は一問一答式による一般質問です。

河野豊君の発言を許します。

7 番（河野 豊君）

おはようございます。

3月に入り、きのうあたりからやっと春の兆しが見えてきています。何となく、こう、うきうきするような感じを覚えてきます。早く春の到来を待ちたいものです。

それにしても、12月の初めから寒く雪が多い冬だったと思います。この寒さの原因は、偏西風の蛇行が原因のようですが、この蛇行が今後も続くようであれば、毎年寒い冬が続くと

ということになります。それにしましても、暖かい日が早く来て、雪解けが早まり、農作業に支障が出ないことを期待してやみません。

それでは、通告書に従い一般質問に入ります。

まず最初に、定住促進住宅建設補助金についてお伺いいたします。

補助金は、24年度、25年度と2カ年にわたり計画実施されていますが、その効果が出て住宅建設が大変な勢いで進んでいます。このことが地域の活力になっていることは周知のとおりですし、青森県内でもまれに見る人口増加につながっているものと思っています。

そこで、さらに地域全体が活力を見出せる補助金の出し方を工夫できないかをお聞きします。また補助金は、来年度、25年度で終了となる予定でございますが、その後、消費税も8%になる予定でございますが、このことを踏まえ、地域経済の下支えにもつながっている定住促進住宅建設補助金の制度を継続する考えはないかをお伺いいたします。

次に、道路改良について質問いたします。

七百大曲線の旧十鉄踏切付近の早急な道路改良を求めたい。

ここは今まで踏切があり、一旦停止が必要なため、さほど危険性は感じられませんでした。十鉄廃止後は一旦停止も必要ないことから、ほとんどの車はフルスピードで走っている状況です。ところが、道路は意外と狭く曲がっていることで、大型同士の行き違いは全くできず、小型車同士でもスピードを落とさなければ非常に危険です。このことを踏まえ、早急な改良、標識の設置をお願いしたいと思います。

また、町道第15たての台団地線の早急な道路改良を求めたいと思います。

この路線については、今までに複数の議員が質問してきた経緯がありますが、この地域に住んでいる住民にとっては、まさしく生活道路の一部であります。水たまりがあつたり、それこそ冬になれば日陰も相まって歩くことさえ困難な状況です。地域住民の悲願とも言えるこの道路の改良を早急をお願いしたいが、町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上、壇上からの質問を終わります。

議 長（苫米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

7番、河野議員さんの一般質問にお答えを申し上げます。

まず、定住促進新築住宅建設補助金に対するご質問でございます。

平成24年度から行っております定住促進新築住宅建設補助金は、2月までで申請件数が

39件、うち転入世帯が28世帯、転入者90人となっております、定住、移住の促進に大いに役立っているものと認識しております。

ご承知のとおり、省エネ住宅の建築費の3%、50万円を限度に40歳未満の子育て世帯に對しましては10万円を加算した金額を補助するというものでありますが、事業は順調に推移しております。平成25年度におきましても、今年度からの継続として同様に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜ればというふうに思っております。

また、補助金は24年度、25年度で終了するが、継続の考えはというご質問に對しまして、お答えを申し上げます。

ご質問のように、この補助制度は2カ年の期限、時限つきでもってスタートさせました。来年度が終了年度であります。先ほど申し上げましたように、当町の定住、移住の促進に大いに役立っているという現状、現実がありますので、人口増加の一因として大きく寄与しているというふうに捉えているところでもあります。

また、総合振興計画に掲げます人口1万人を維持する目標においても、非常に合致するような内容で推移しているなというふうに捉えております。よって、平成26年度以降につきましても、この効果、状況等を捉えた中におきまして、2カ年度の実施状況を見た上での捉え方として、来年度以降の財政状況等の照合も大切であります、それを見きわめまして、今後もそのような効果があるというふうに判断した場合には継続をするというふうに考えてまいりたいと思っております。

道路改良についてでございます。

町道の七百・大曲線、旧十和田観光電鉄太田踏切付近になろうかというふうに思いますが、町道と稲生川柳沢橋といえますか、踏切が交差する箇所というふうになっております。また、ご質問にありますように、若干のS字に加えまして踏切の段差もあります。通行には注意が必要な場所というふうに認識しております。危険ということからいきますと、今までのとまるという概念から、通過してもいいということからいきますと、運転状況として非常に危険な箇所というふうに捉えられるのは、ご質問のとおりかなというふうに認識しているところでございます。

次、第15たての台団地線の整備、道路の改良の必要性を感ずるがということについてお答え申し上げます。

この町道でございますが、既に町といたしまして整備する必要がある、ご質問等もあった流れの中で、そういう路線というふうに捉えておきまして、平成25年度から、来年度になり



ますが、地方特定道路事業として着手するという、予算が通っておりませんので予定となりますが、やるということになっております。来年度、25年度は、測量調査設計を行うことになっておりますので、地域の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げたいというところでございます。

以上でございます。

議長（苫米地繁雄君）

7番、河野君。

7番（河野 豊君）

それでは、一問一答方式ですので、定住促進新築住宅建設補助金のほうから入らせていただきます。

先ほど町長から件数だとか移住の人数だとかありましたけれども、これを見る限りでも非常に効果が出ていて本当にうれしいなと思います。それとやっぱり建設というんですか、携わっている方々が、この寒い冬でも、この多い雪の中でも仕事があるということは、非常に効果が大きいのかなと思っております。

今まではやっぱり業界のならわしとして、どうしても冬になると一時金ですか、をもらったりだとか、そういうことが多かったんですけども、ある企業さんなんかは、ことしからそれを廃止して、要は通年で雇用するような体制に変えられたというところもあるようですし、そういうことも含めて地域の活性化の一助には非常に役立っているなと思っております。

そういう中におきまして、この補助金が、これはいろいろなところがやっていますけれども、自治体の中には50万円どころか100万円も出しているところもあるんです、中には、調べましたところ。それはさておいて、その補助金が、お金で、はい、どうぞとやるのは一番やりやすいし、もらったほうもありがたいのかなと思うんですけども、やっぱり一方では、地域活性化のことをにらんで、お金だけではなくて、いわゆる補助金の額の約20%ぐらいを地域の商品券にしたりだとか、いろいろやっているんです。岩手のほうのある自治体は、太陽光発電なんかやっているんですけども、扱うところが地元でなければ町の補助金は出しませんよだとか、そういう縛りをかけている自治体も中にはあります。

私がやっぱり言いたいことは、補助金を出して確かに人数がふえる、そこまではいいと思うんです。ところが、今、主にふえているのは、小松ヶ丘地域だと思うんですけども、やっぱりその小松ヶ丘地域とこっちの町のほうの、要は一体感というんですか、その住民の気持ちの中の一体感というんですか、やっぱり、そういうことを醸成していく必要があると思

うんです。その中においては、やっぱりそういう商品券なりの利用を図れば、なおいいのかなと思っております。

それで、先ほど町長から、25年度以降はどうなんだという質問に対して、非常に温かい答弁をいただきました。ぜひとも、26年度からも何とかこれを、額は多少下がるにせよ、先ほど、私、壇上でも言いましたけれども、消費税が上がっていきます、8%、10%と。過去にも消費税が上がった年には、非常にその反動というんですか、駆け込みに対する反動があり、逆に建設不況なるものがあつたかと思えます。そういうものも払拭できるような1つの手当てになるのではないかと思いますので、それも含めて補助金の出し方について、町長から答弁をいただきたいと思えます。

議 長（苫米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

今、定住促進の新築住宅の補助金に関する部分についてお答え申し上げたいというふうに思います。

まず、このような事業という部分を考えるに当たって、お金を、助成金を出すということになります。結果として行う行為はそういうことになりますけれども、私どもは出すべきタイムリーであるということを考えました。

今、お話がありましたように、それに携わるべきお仕事の方々も助かったということをお聞きして大変うれしく思います。しかし、私ども町としては、あくまでもそこに来られる住民、人々がそこに暮らすということが、まず頭に、先にあります。そして、その附随的な意味合いの中で、もちろん産業というか事業が行われ、そこに潤いが満たされていくということ、そのことが理想、今はそういうような流れを、100%とはいわなくても、その流れにあるのかなと思えますので、大変よかったなというふうには思っております。

ですから、金額が幾らかということじゃなくて、先ほど100万のところもあるというお話ありましたが、北海道等に行きますと、土地や何かみんなただにするからとか、そういうところもありますので、切り限りなくいろいろなものがあるかと思えますが、私は、やはりタイムリーというのは、今どういう状況なのかということ、その業者の方や住民の方々、その方々の経済的状況、いろいろなものから見て、今の六戸町の環境がよかった、今、ある一地域のところに集中的に住宅が建っているというご質問がありましたが、まさに、それはその建設すべき環境として、また土地等を求めるにおいて都合のいい状況の中にあるとい

うことだというふうに思っております。

ですから、私は継続的に、永続的に都市部のように人が住みついてくるというものではないというふうに思いますが、今、人々が、この地域にお住まいの方々が住んでよかったという状況の中にあってプラスになるような施策といいますか、そういう部分として、まず今のこの補助制度がうまくご理解いただいたんだろうなというふうに捉えております。

商品券等というふうになりますと、実際は建てられるとき、求めることも大事なかもしれませんが、住宅を新築されるということになりますと、いろいろ出てこようかというふうに思います。やはり大きくは建設コストにかかわる部分を、実際建てられる方、一番気になさっていらっしゃるというふうに思いますので、私としては消費税も出てくるというのもありますし、やはりこのような形の中でのお手伝いをしながらやっていくということがいいのではないのかなど。その後において、それぞれの全体的な意味合いが出てきた場合においては、また新たなアイデアを考えるにいたしましても、差し当たりは今の流れの中で協力していくことでいいのではないのかなというふうに思っております。

また、時限でございますが、これは絶えず時限を入れることにしております。1回出すと、また継続、継続となりますが、効果がなければ、やはり切るというアクセルとブレーキをしっかりとっていく行政でなければいけないと思っております。公の立場でございますので、いいことがあると、どんなに効果がなくてもやめられない場合が出てくるケースがいっぱいあります。私どもは、こういう事業は実際の内容を見て、いいものはやはり継続し効果たらしめていく、やはり、いまひとつということになれば、若干の求めるものがあっても、ブレーキでとめるところはとめるという割り切りが必要かなというふうに思っております。

本事業に関しては、若干アクセルは大きくは踏み込まないまでも、定まった速度で進んでもいい事業だというふうに捉えておりますので、26年度以降もそのような捉え方でいける、今の経過でいきますといけるのではないかなというふうに見込んでいるところでございます。

議 長（苫米地繁雄君）

7番、河野君。

7 番（河野 豊君）

町長から、この件に関しては非常にタイムリーでよかったという答弁がありましたけれども、私も正直なところそう思います。非常に地域の活性化には役立っているというのは事実だと思います。

それで、商品券ということでお話しをしましたが、確かにうちを建てるというとき

には、やっぱり莫大なお金が必要ですので、現金が一番ありがたいということは、誰しも周知のことだと思うんです。だけれども、それはそこで置いておいて、どうせやるんだから地域の活性化の一助にもというところの、やっぱり考えも必要ではないかと私は思うんです。それは、何%、何%ということではなくて、やっぱり地域の活性化につながっていく、何ていうんですか、建設に携わる方々のものについてはそれなりの効果はあると思いますので、一概にないとは言いきれませんが、何とかその辺を、もうちょっと前向きに捉えて考えてもいいのではないのかなというのは、私の考えというんですか、思いですね。

県内でもあっちこっちでやっております。1つには、町のほうでも住宅のリフォームですが、リフォームのほうにも補助金を出されておりますけれども、他の地域を見ますと、リフォームについても、やっぱりそういうふうな考えのもとにやっているところもあります。そういうことで、何とか町の活性化につながる手だてをもうちょっと考えていただけないのか、そここのところもうちょっと、もう一回答弁をお願いいたします。

議 長（苦米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

今、この補助をより拡大し中身濃くという意味合いでのご質問ではないのかなというふうに思っております。先ほどお話しさせていただきましたが、私はこの効果という部分は、補助金だけでこの結果が出ているというふうには思っておりません。もちろんそれは大きな効果であります。やはり、例えば小・中学生の医療が無料であるとか、それから実際は小松ヶ丘でいきますと、経済的な意味で三沢市が近いというものとか、それぞれの個々のお考えの中で、このように複合的な意味合いの中で、今、こういうふうになってきているというふうに思っております。

ですから、直接的なものじゃなくても、私はこの補助金ということに上乗せで別のということより、社会全体の過ごしやすさといいますか、そういう部分を役所として広くやってもいい状況をこつこつとやってくる、そのトータルの結果だろうというふうに思っておりますので、私としてはここに上乗せという捉え方をしておりません、状況を見ながらどういうふうにやっていくのかと。

それから、リフォームというお話もございましたが、リフォームの場合はどういうようにするのかというのがあります。例えば現在のこと全てなのか、新しく2世帯住宅にするのかということなのか、いろいろなことがあろうかというふうに思います。私どもとしては、少

子高齢化といいますが、私個人の考えとしては、高齢者が悪いんじゃないかと、若い人がいないから、比率上、高齢社会だと言われているだけだというふうに捉えておりますので、これはほんの0.00001なのかもしれませんが、若い方々、お子さんをお持ちの方々がお住まいになってきてくれるということ、このことは私は大きい意味で社会の形を若干なりともプラスの方向に動いていることになるのではないのかなというふうに思っておりますから、リフォーム等において全ての人を対象というふうになりますと、ちょっと、相当研究して対応しなければなりませんので、そちらのほうには今考えておりませんが、1つのアイデアとしては、そのことも大事かなと。特に私のようにリフォームが必要かもしれないような住宅に住んでおりますと、悪いアイデアではないなと思ったりするところでございます。

以上でございます。

議 長（苫米地繁雄君）

7番、河野君。

7 番（河野 豊君）

今の定住促進住宅建設補助金については、これで終わります。

次に、道路改良について質問をいたします。

冒頭にお話ししましたように、七百・大曲線、旧十鉄の踏切のところなんですけれども、あそこは町長お話しになったように、ちょうど稲生川と相まって道路の改良をするにも非常に難しい箇所なんだろうなと思っております。

ここが町道になったというのは、七百のこのバイパスができて、言葉悪いですが、要は払い下げというんですか、になった状況のもとで町道に変更になったと思うんですけれども、私もよくわからないんですけれども、町道に払い下げになる場合、県との協議というんですか、そういう、例えば危険箇所あったり、道路はある程度、改良しなければ町としても引き受けが困難じゃないかとか、そういう状況があるかと思うんです。その場合、どのような協議をして、どのような状況のもとで要は県からの受け入れをするものなのか、その辺のところをちょっと詳しくご説明を願いたいと思います。

それで、あそこのところは非常に危険だという認識を持っているということで町長から答弁をいただきましたけれども、それにしても、あそこ十鉄が廃止になってから非常に時間もたっているのですけれども、危険だという標識も何もないんです。非常に、だから知らない人が通ると、ややもすると来たときに私が行けば、まずぶつかるでしょうね。覚えている人はそれなりに危険を回避して運転をすると思うんですけれども、ですから、その標識がない

とか、そういうことがどういうふうに捉えておられるのか、それで今後どのような形にしていくのか、そのところの説明を求めたいと思います。

次に、第15たての台団地線ということで、たての台団地から配水塔というんですか給水塔というんですか、あちらのほうに行く道路も含まれるんですけれども、雨が降ると本当に水たまりになって、子供たちも脇のほう歩いていて、それでも歩けないときもあるんです、水がたまっちゃって。そういう状況であります。それで、今、町長から25年度に設計に入るよという答弁をいただきましたので、一安心をしているところではございますけれども、早急な改良をぜひともお願いをしておきたいと思います。

それから、もう一つ、関連でございますけれども、配水塔のところからたての高森線に抜ける細い道路があるんですけれども、どうしても生活している住民としては、あそこはいつも通っているものだから狭いと知りつつどうしてもあそこ通っちゃうんですよ。そのことは理解していらっしゃると思うんですけれども、その道路のところもあわせて何とか広くなればいいのかなど。本当、地域の人というか、結構、保育園に送り迎えしているお母さんたちが、何たかたあそこ通るんです。だからそういう事情もあって、小さい子供たちの安全対策の一助にもなるかと思っておりますので、その辺がどのような考えなのか答弁を求めたいと思います。

議 長（苫米地繁雄君）

簡潔に答弁ください。

町長。

町 長（吉田 豊君）

今ご質問の、どのように県道等が町に、町道にする場合はどうかということ、担当課長のほうから申し述べたいと思います。

また、実際はあその道路の場合は、当時の段階では、県から町道になった段階では鉄路があったわけございまして、その後、今、廃止線となって、どういうふうにして対応していくかという部分、具体的にはないと思いますが、十鉄さんとの財産等の関係もありますので、その関連も課長に答えさせたいというふうに思います。

また、町道の15号に関しましては、もう脇のほうが壊れたりアスファルトが壊れたりしておりますので、また、今、細い路地といいますが、そちらのほうとの関連もどうなのかも含めて担当課長のほうから説明させたいと思います。

議 長（苫米地繁雄君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（下田正幸君）

それでは質問にお答えします。

七百バイパスが建設されて、それで旧地方道三沢十和田線ですか、一部が町のほうに払い下げというんですか、移管になった経緯ということなんですけれども、完成時に旧道を町のほうに移管されたんですけれども、その中の協議の中では、現状のままということが県からの基本的な考え方でございます。ただし、中にはどうしても補修等が必要だと認められるような部分があれば、協議の上、補修等をしていただいておりますけれども、今回の場所については、特別なその補修等は行われておりません。

また、県の基本的な考え方としては、大規模な改修というようなことは前提としてございませんので、基本的には現状のままというのが県のほうの考えでございます。

それから、危険な箇所ということは、先ほども町長の答弁のほうでも認識しているということでお答えしましたけれども、橋の欄干もありますし歩道もあります。それから、旧鉄道の架線もありますし、当然線路もあります。そのほかに、遮断機等地下埋設物もございまして、改良には若干の時間、十鉄のほうとの協議の時間も必要になりますので、当面、適切な標識等があればこちらのほうで探して、当分の間は標識等で対応できればと考えております。

それから、町道第15たての台団地線ですけれども、旧配水塔から旧道を通って、町道の高森たての線へ抜ける道路ということなんです、その件に関しましては、七百・通目木線の整備が、通目木地区のほうから七百に抜ける道路の整備が完了しています。できればそちらのほうを利用させていただきたいと思っております。

例えば、仮に今ご質問の箇所も整備いたしますと、近い箇所での拡幅整備となりますので、交差点が非常に近くなりまして、複雑になりますので危険性が増すのかなという、私ちょっと感じておりまして、できれば七百・通目木線の拡幅もされて整備されたほう、若干遠回りになるんですけれども、そちらのほうを利用いただければと思います。

以上でございます。

議 長（苫米地繁雄君）

7番、河野君。

7番（河野 豊君）

踏切のところなんですけれども、今、課長から看板等で対応したい旨の発言がありました

けれども、それを早急にやってほしいなど、できれば、夜でも見えるような、電光掲示板というんですか、あのびかびか光るのありますけれども、そういうもので。

それで、極端にあそこ幅員が狭くなりますので、徐行とかそういうことだけではなくて、何の理由で徐行しなきゃいけないんだよという理由の明確さも必要だと思うんです。そのところ、何とか早急をお願いしたいと思います。

それから、配水塔のところからたての高森線に抜ける道路なんですけれども、もし、だからそこを通ってほしくなければ、事故が起きる前に、先ほど私がしゃべったように、一番利用しているのは保育園の若いお母さん方が多いんです。そうなりますと、そういうことも含めて、やっぱり保育園なりそういうところをお願いをして、町としてはここは危険な道路として認識していますので、できる限りここを通らないで、この大きい道路を走っていただくような、やっぱりそういう指導もしていかなければ、道路あれば誰もやっぱり走りますよね、何だかだ。だから、そういうやっぱりきめ細やかな対応というんですか、をやっっていかなければいけないのではないのでしょうか。

それと、まして言えば、極端な話、道路を狭くしてしまうだとか、要は自転車だとかリヤカーだとか、そういうものしか走れないような道路につくりかえてしまうだとか、それも一つの考えだと思うんですけれども、いずれにしても、その現状では、その道路を通る車が非常に多いということなんです。ですから、そこに対して、今の話だと、別な道路を走ってほしいというんですけれども、その道路のところも標識なり何なりで、通常はこちらの道路を通るような案内板を設けるだとか、そういうふうな対策が必要だと思いますけれども、何とかやっていただけるものなのでしょうか。答弁をお願いいたします。

議 長（苦米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

まず、踏切でございますが、先ほどお話ありましたように、財産の処分にかかわる部分等のこともありますので、まず、その状況の整理という、確認ということが必要だというふうに思います。

標識ということでございますが、基本的にはもちろん対応しなきゃいけないんでありますが、踏切であったということ、それらの部分をどのような注意を喚起するかということになるかというふうに思いますけれども、まずは徐行してもらわなければいけないということをやらざるを得ないだろうなというふうに思っております。



今、確実に工事現場のような形の中では、十鉄さんあたりに相談してやりますと言うんであれば別ですけれども、通常の公共の道路としては、まず注意喚起としては徐行を促す、または、それがわかりやすいようにするということが、まずもって必要なと思っておりますから、まず考え得る形の中で、課長が言ったとおり対応したいと思えます。

また、たての台の件でございますが、今、ありがたくもお話しいただきました。本来、都市型であれば、ご存じだと思いますが、ああいうところは逆に歩道だとか軽車両のみにしまして、車の通行をとめてしまうというケースがあります。本来は、そうであることがベストだろうというふうに思えます。車両はこちらをとというふうにするべきだろうというふうに思えます。道路の構造上、そこからここというふうになりますと、みんな同じような道路になりますので、メインであることと、そうじゃない道という部分の分別を明確化しなければならぬように道路設計上もいろいろ出てきておりますので、同じに整備してしまいますと、先ほど課長が言ったとおりになってまいります。どのような対応をすればいいのか、今、15号たての台の整備もしますので、その関連も、また流末処理とのつながりとか、いろいろな部分が出てこようと思えますから、それを含めて、ご質問を踏まえながら、どうあればいいかを考えてまいりたいというふうに思っております。

議 長（苫米地繁雄君）

よろしいですか。

7番、河野君。

7 番（河野 豊君）

前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。

先ほどの道路の、配水塔の近くなんですけれども、何とか幼稚園だとかそういうところにも周知をしていただいて、協力を求めている、そのことを申し添えて私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議 長（苫米地繁雄君）

これで、7番、河野豊君の一般質問が終わりました。

次に、4番、高坂茂君は一問一答方式による一般質問です。

高坂茂君の発言を許します。

4番、高坂君。

4 番（高坂 茂君）

ただいまご指名いただきました高坂茂と申します。

質問に入る前に一言発言を許していただきたいと思えます。

3.11、おととしの大地震から2年来ようとしております。いまだ復興道半ば、3月というのに、昨年からのような寒い寒い冬が続いております。

そして、皆さんご存じのように、新聞報道になされておりますように、北海道、3月2日、あの猛吹雪で9名のとうとい命が奪われました。あの厳しい北海道でああいう事故、そして、一番に嘆かわしいのは9歳の子供と親御さん、子供のために身を呈して凍死してしまった。涙が出てとまりませんでした。このような地球が怒っているというふうに感じております。いつ私たちの身にそれが降りかかるかわかりません。いま一度、我々のこの生き方を見直して検証していかなくちゃならない、このように思っている次第です。

それでは、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

質問項目は2点であります。

その1点目は、上十三・十和田湖広域定住自立圏構想についてです。

このことについては、昨年の9月定例議会にて審議され議決されているところですが、この内容について、我々の中ではいまいち理解している部分が少なくないように感じています。つまり、本構想の大部分は、その都度マスコミの報道における情報が唯一の知るすべになっているわけです。

そこで、なぜこのような定住自立圏構想が議論されるようになった経緯と、本構想の中心市、つまりリーダー市は十和田市と三沢市となっており、当町を初め周辺の8町村で構成されているわけですが、この中心市と当町を初め近隣町村の立ち位置、つまり何を目的として定住自立圏を形成し得るかをお尋ねします。

また、当町のスタンスとして、どのようなアピールポイントを持って中心市との協議に臨むのか、町長のお考えをお伺いします。

加えて、物事全てにおいて表と裏があるわけですが、当町にとって大いなるメリットをどう捉えるか、またデメリットはどのようなことが考えられるかをお伺いします。

2点目は、学校における体罰について教育長にお伺いします。

事の始まりは、大阪桜宮高校のバスケット部員の体罰によつての自死の件、それと、女子柔道の日本代表選手における体罰の告発が発端となつて、多くのメディアで取り上げられ、政治の中まで巻き込み大いに世間を騒がしている事案です。

私は昨年の6月定例議会の一般質問で、学校のいじめ問題を取り上げましたが、また、こ

のような自殺者まで出してしまった体罰問題に触れることはないことを願っていましたが、現実には大きな社会問題となってしまいました。このことについて、当町の教育現場における体罰の報告はあるのかどうか、実態について教育長にお伺いします。

次に、体罰といじめは似ているように感じられますが、この体罰の定義はどのようなものか、また、このような事象があった場合は、文部科学省から何らかの通達があると思いますが、その内容についてお伺いします。

最後に、この体罰のことをいろいろ想定した場合、教師における学校内の体罰、つまり教室での授業におけること、また一方では、部活動におけるしごき等の体罰と区別されているように感じますが、この両面から見た線引きがあってよいかどうか、考えをお伺いします。

以上、質問項目2点について、壇上からの質問を終わります。

議長 長（苫米地繁雄君）

町長。

町長 長（吉田 豊君）

4番、高坂議員さんの一般質問にお答え申し上げてまいりたいというふうに思います。

本定住自立圏構想のリーダー市、十和田と三沢であるが、他町村の立ち位置という次第でもってのご質問でございます。

定住自立圏構想は、地方におきます人口減少や少子高齢化の進行等を背景に、全国的な見地から地域圏での人口定住を促進していこうとする広域的市町村連携の仕組みでございます。単一の市町村では、フルセットの行政機能を確保することが困難となることが予想されますことから、そうした事態に備え、中長期的な視点から広域連携の素地をつくりまして、取り組みを進めていこうとするものでございます。

そうしたことから、これまでの上十三広域圏構成市町村というのがありましたが、それにおいらせ町と秋田県小坂町を加えた10市町村で本構想に取り組みまして、昨年9月定例会で、それぞれ中心市2市との定住自立圏協定の議決を賜ったところでございます。

本圏域は、非常に広大な圏域であるため、多様な文化、自然、風土を要している一方、各市町村それぞれの抱える課題も多種多様であります。圏域市町村が、互いの多様な特性を認め合い、連携、協力し合うというのがお互いの立ち位置というふうに理解しているところでございます。

また、六戸町としての立ち位置、アピールポイントはどのようなものかというようなご質問に対してお答えを申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、本圏域は非常に広大で、構成市町村それぞれに特色がありますが、昭和46年以来の上十三地域広域市町村圏としての枠組みが継承された中で、新たに2町、先ほどお話しいたしましたおいらせ町、小坂町が加わった枠組みというふうになりました。

また、当町は中心市2市の中間に位置しておりますので、社会的、経済的つながりや、道路交通面におきましても密接な関係を有しております。行政分野におきましても、常備消防、非常備消防を初めとして、連携がなされてまいりました。従いまして、中心2市とも、これまでどおりの経緯を踏まえ、お互いにとってプラスとなりうる面、より相互が理解しあう連携、協力を今後考えていく、または、そのようにできる町というふうに捉えているところでございます。

そして、また何事にもメリット、デメリットがあるが、町長はどう思うかというご質問にお答えします。

本構想は、中心市が2つ存在する複眼型でありまして、また県境を越えた秋田県小坂町との連携というのも入ってまいります。さらには、圏域を重複、おいらせ町さん、八戸圏域にも入っているわけでございますが、連携したものを目指すものというふうになっております。そのため、それぞれの地域に特殊性、多様性を有することが本圏域の特徴でありまして、その点に留意を必要としています。

また、本構想は5年から10年スパンの中長期的な視点で臨む取り組みでありまして、広大な圏域ゆえ、まずはスタートラインとしてできるところから着実に検討、実施することが重要とされております。従いまして、従来から広域的な連携をしており、事業内容を定住自立圏事業として位置づけたもの、バスの路線の補助をやってきたとか、認定審査会などの事務などに加えまして、定住自立圏を契機に新たに取り組むもの、例えば広域観光会議の再編ですとか、公共施設、図書館の相互利用促進ということなどを内容としているところでございます。いずれも、お互いにメリットがあって実現可能なものにつき取り組むべきものとしております。

なお、定住自立圏構想に位置づけた事業の実施に対しましては、1,000万円の財政措置が特別交付税によって措置されることになっております。本構想において当町にデメリットが生じないよう、私どもは通常の自治体経営の感覚の中で対応してまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

議長（苫米地繁雄君）

教育長。

教育長（櫻田泰弘君）

おはようございます。

学校における体罰の現状ということですので、私のほうからお答えいたします。

高坂議員の最初のご質問、教育現場における体罰の実態はあるのかについてお答えいたします。

滋賀県大津市でのいじめによる生徒の自殺事案、そして高坂議員申されましたように、大阪市立桜宮高校の教師からの体罰によると言われております生徒の自殺事案、柔道界における体罰事案、また県内でも教師による体罰事案が報道されており、教育に携わる者として、いじめ及び体罰事案が起きているということに対して非常に残念に感じております。教育の基盤は、児童・生徒一人一人の人格の尊重にあるということを強く認識し、教育者として高い倫理観を持って、襟を正して取り組んでいくことが必要であると認識しております。

当教育委員会としては、教職員の非違行為の根絶に向け、日ごろから校長会、教頭会を通じて周知、徹底を図っており、万が一体罰事案が発生した場合は、速やかに事実関係を把握し、教育委員会に報告することとしております。体罰の実態につきましては、ここ数年、体罰事案の報告は受けておりませんので、ないものと認識しております。

次に、体罰の定義と文部科学省からの通達の内容についてお答えいたします。

体罰の定義につきましては、学校教育法第11条に、「校長及び教員は、教育上必要と認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない」と、このようにあります。

体罰の定義につきまして、法的な定義はございませんが、平成19年2月5日付文部科学省からの通知文には、体罰はいかなる場合においても行ってはならないとされ、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち体に対する侵害を内容とする懲戒、殴る、蹴る等となっております。

また、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒、正座、直立等、特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等に当たると判断された場合は、体罰に該当するとなっております。

また、文部科学省からの通達文の内容についてお答えいたします。

平成25年1月23日付文部科学省初等中等局、文部科学省スポーツ・青少年局、体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握についての文書が全国の教育委員会に配付されました。その

文書には、「体罰は学校教育法で禁止されている、決して許されない行為です。校長及び教員は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合においても、身体に対する侵害（殴る、蹴る等）、肉体的苦痛を与える懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間保持させる等）である体罰を行ってはなりません。

また、教員等は部活動の指導に当たり、いわゆる勝利至上主義に偏り、体罰を厳しい指導として正当化することは誤りであるという認識を持たなければなりません。

教育委員会にあつては、体罰禁止の趣旨を周知徹底し、各学校の教員等の意識向上が図られるよう指導するとともに、体罰を行った教員等について厳正な対応をお願いします。

あわせて、教員等と児童生徒、保護者の信頼関係の構築に努めるとともに、児童生徒や保護者が、体罰の訴えや教員等との関係の悩みを相談することができる体制を整備するようお願いいたします」、このような通達内容となっております。

次に、教室内と部活動の中では、同じ体罰でも違いの線引きがあるかについてお答えいたします。

先ほどお答えしました文部科学省通達、「教員等は部活動の指導に当たり、いわゆる勝利至上主義に偏り、体罰を厳しい指導として正当化することは誤りであるという認識を持たなければなりません」とありますように、体罰に対する考え方は同じであり、部活動も学校教育の一環であることから、授業中でも課外活動中でも、体罰に関しては線引きがないものと認識しております。

今後も、町の宝である子供たちの健やかな成長を促すため、保護者や地域社会と一緒に教育環境の充実に努めつつ教育の推進に努めていきたいと思っております。

どうぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 長（苫米地繁雄君）

4 番、高坂君。

4 番（高坂 茂君）

それでは、1 項目の定住自立圏構想について質問していききたいと思います。

この定住自立圏構想、もう新聞報道でかなり報道されております。ただ、大概は大体同じような内容でもって、議決とか、そういう審議会とか、そういった内容で、具体性というのはなかなか伝わらない。そういうところで、そもそも、これ総務省から出ているものだと思うんですけども、私もホームページなんか見ましたりして情報を得ているわけなんですけど、その中で、やはり基本的な考え方というのは先ほど町長から答弁ありましたとおり、圏域で

やるということ、ただ、その圏域というのが、今、10市町村ですか、複眼型であるということなんですけれども、そういった場合、六戸町が中心になって考えることないと思うんです、中心市があるわけなんですから、そういった場合、六戸以外もあるわけで、立ち位置、スタンス、そういった場合、やはりこちらのほうから主導を持ってやるのか、それとも十和田市とか三沢市のほうが主導を持って協議していくのか、そういったこと、具体的にちょっと一例でも挙げて、もう一回、そこ説明していただければと思います。

議 長（苫米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

今、ご質問の中で求められていらっしゃるというのは、もっと具体的に六戸町として、この定住自立圏構想に関して言うものがあるのかというご質問だろうというふうに思います。

先ほど1回目のご答弁で申し上げましたように、まずもって現在行っている部分というのがあります。それらも関係ないのではなくて、過去から行ってきた広域的な意味合いで取り組んできたもの、がしかし、それは近隣だけであってみたり、市、何町村かで組むものもあり、それらの部分を実際、広域事業といえば広域事業でございます。それらのことを踏まえながら、まずそれを安定化させ、互いの支え合いを理解しつつ、その共通した部分を、この圏域全体の市町村でもって持ち合いながらやっていきたいと思いますということになっておりますので、私どもの町としてどうかということはありません、言いましても、近隣の市とは理解してもらっても、そうじゃないという部分もあるかと思いますので、これが今ご質問がありますように、まずみんなでこの地域が一体であるという意識形成という部分を、もっと理解を広げるということに努めていかなくてはいけないのかなというのは、まず先にありきだというふうに思っております。六戸としては、どうなんだというふうに言われますと、これはなかなかこういう場では言いにくいかもしれませんが、私は市町村の自治体の立場から言いますと、どちらかという、それぞれの広域的な事業にかかわる非常にメリットの高い位置にいるのではないのかなというふうに思っております。

ご存じのように、消防ですとか、火葬場、給食であれば十和田市、他の事業では非常備消防等は三沢市、または下水であり上水道は八戸というような、正直言いまして六戸というのは、この圏域全体の中に皆さんとおつき合いしながら暮らしてきている町でございますので、私どもは財政厳しくなってきたから、とかく自治体の枠組みの中にこだわって内向きの他のほうはどうでもいいやというような捉え方で進む傾向が、若干、昔よりはなきにしもあらずで

ございますけれども、今、改めてお互いの周辺の自治体同士が支えあっていくのが、これからの社会に向かう自治体のあり方だよということを認識するというのが、私はこの構想の中であればいいなというふうに思っております。

ですから、具体的に何をするというのは、例えば十和田市さんとでしたら、こうあればいいというふうに申し上げられると思います。三沢市さんとだったら、こうだというふうに申し上げられることはあります。ただ、それらの動きの中で、全体的にまず理解することとなすべきこと踏まえ、そして個々に皆さんが支え合える部分を整理整頓していく。そして、毎年、見直しながらやっていきたいと思いますというふうになっておりますので、これで決定づけということじゃなくて、毎年毎年それぞれの事情もあろうと思いますので、協議をしながらやっていくということになっておりますから、今、具体的にないからこれっきりということではなくて、それぞれの都合によって来年は来年なり、皆さんと相談しながらやっていければと思います。

ですから、六戸町としては都合がいいという表現がベストかどうかわかりませんが、私どもとしてはこういう広域的な立場としては、いい場所に位置しながら暮らさせてもらっている六戸町かなというふうに捉えているというあたりで答弁をさせてもらいたいというふうに思います。

議 長（苫米地繁雄君）

4番、高坂君。

4番（高坂 茂君）

それでは、ということは現時点では具体的にこうしようという話には、まだ入っていないということですか。

議 長（苫米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

具体的に何をということは、はっきりありません。それぞれ2つ目、2眼型となっておりますから、それらがメインになりながらいくわけですが、そちらとの絡み、例えば十和田市さんとの絡み、三沢市さんとの絡みというものもあります。ただ、今は、今までやってきた部分をより広域的な捉え方をやっていきたいと思いますということで、これから協議しながら、その中の具体的に新たにやったほうがいい部分、または他の自治体に加わっていくというものも出てこようかと思いますが、その都度都度、毎年協議しながらやっていきたいと思いますというふう



うに、先ほどもお話ししたとおりでございますので、今、具体的にこれだけをというもので定まっているという、

(「具体化している項目は出ておりますか」の声あり)

町 長 (吉田 豊君)

一応、今までやってきた中での、こういうようなことはしましよというのがありますので、ちょっと担当課長のほうからお話しさせます。

議 長 (苫米地繁雄君)

企画財政課長。

企画財政課長 (保土沢博昭君)

お答えいたします。

定住自立圏構想は、平成24年度をスタートの年にしましよということで、先ほど町長も申しましたとおり、できることから着実に連携して実施していきましよと、スタートの年にいたしましよということでございます。

そのスタートに当たりまして、できること、これを具体的に生活機能の強化とか結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化、この3分野におきまして、実際に連携していけるのは何かというようなことの話し合いを持ちまして、30事業について、この定住自立圏の共生ビジョン、この素案が固まりつつあります。圏域全体では30事業について、まずスタートを切りましよということでございますが、ただ、六戸町が関係する部分は23事業ということでスタートを切るということでございます。

例えば先ほど町長申しましたとおり、介護認定の事業、これはずっと前から連携してやってきた事業でございますが、これもこれからの広域連携の枠組みに載せていきましよというような考え方、そして、これからの定住圏がスタートするということで、新たにこれを契機に連携するということは、例えば公共施設の共同利用とか、図書館の利活用の問題、これらが新たに加わったということで、連携できることからやりましよというような内容になってございます。

議 長 (苫米地繁雄君)

4番、高坂君。

4 番 (高坂 茂君)

きのうこの資料を企画財政課長のほうからもらいまして、ちょっと時間あまりなかったのですが、一通り目を通して、構想とは、形成のネットワークについての取り組み、これは30

項目とかあるわけですが、その中で圏域ですから関係できない自治体もあるわけで、といった場合で23項目と言いました。細かいところは言いません。それで、これから本格的な共生ビジョンを立てて、その中で議論していくと思いますけれども、その一つは、この共生ビジョン、意味がちょっと抽象的で、共生ですから、ともに生きる、ともに生活するでしょうけれども、ちょっと具体性に乏しいということで、懇談会、ですから、10市町村の代表者、有識者が多分参加していると思いますけれども、それは事前に六戸町の立場はこういきましょうという、そういう打ち合わせのもとで、その懇談会に出席しているのかどうか、そういうところを端的にお聞かせいただければと思います。

議 長（苫米地繁雄君）

企画財政課長。

企画財政課長（保土沢博昭君）

お答えいたします。

定住自立圏共生ビジョン懇談会というのがございます。圏域全体10市町村で22名の委員さんの構成でございます。当町からも委員さん1人参加していただいております。

事前に概要等を説明いたしまして、こういったものだということのご説明はいたしました。私たちより詳しく本部の事務局がうる説明するわけでございますが、六戸町といたしましては、制度概要、これをご説明申し上げまして委員になっていただいたということでございます。

議 長（苫米地繁雄君）

4番、高坂君。

4番（高坂 茂君）

現在は広域で、おいらせ町とか例えば小坂町、これは多分入ってない場合もある。広域で、例えばごみ問題とか、それから福祉の問題とか、それから消防とか、広域でやっているわけです。その見直しというのも含めてこれから個々に一対一のことを、それが1つの主眼になるのか。ということでは、中心市、あくまでも十和田市あるいは三沢市との関係構築なのか。例えば隣接しているのは東北町も隣接しているわけです、それからおいらせ町も。そういったところの中心市以外と、協定とかそういったところは可能なかどうか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

議 長（苫米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

先ほどお話し申し上げましたが、各自治体のいろいろな特徴のあることをというお話しをしたわけでございますが、今ご質問にあるように、もし何らかで文化的なつながりで相互の協調があるとすれば、このことからほかのほうにまでやれとは言わなくても、この中での支え合いという部分は可能かなというふうには私は思っております。

ただこれを、じゃ、全域でやるのかっていえば違うのではないのかなと。例えば今、小坂町のお話がありましたが、広域事業には入ってはおりません。ただ、私ども十和田広域消防でもっての六戸と十和田市さんとやっているわけでございますけれども、あの休屋を含め小坂町にかかわるところの消防事業の部分を受けた形でやっておりますから、やはり住民生活に関係ある部分ということで、小坂町もこのようにメンバーとして入っております。これはあくまでも人々の生活というものにかかわるものとしてなっておりますので、そういう分野や文化的なもの、いろいろな部分が、もし、これをきっかけに各自治体同士でというのであれば、これから踏まえていくことになるのか、ここの同じメンバーということでののか、つながりを持つということは可能だというふうに思っております。

ただ、全体としてこれを強制的にやる、例えば複眼型とありますが、そこは事務局やいろいろなものでメインになっていくかもしれませんが、どこそこだけがメリットあるようであるのほうはただ付録みたいな形というものは、協議の中では認めてもらえないだろうと思えますから、しっかりと毎年行う考え方の中で地域と圏域としてのメリットのあることを、先ほどお話がありましたように、やれることからこつこつとといいますか、地味なようですけれども、地域づくりの意識づくりという部分からいくことになるのかなというふうに捉えているところでございます。

議 長（苫米地繁雄君）

4 番、高坂君。

4 番（高坂 茂君）

抽象的で、よくわかるんですが、もうちょっとこういうメリットというんですか、六戸町はこういきたいんだと、そういったメッセージとか、それだと、どうしても中心市があくまでも主体性を持ってこういう共生ビジョンを策定していくように私は思えてならないんです。ですから強い気持ちで、例えば今思っていることは、やはり人口減なんですよ。ですから圏域で、その人口減、要するに都会から見れば地方ですから、そういったところを人口減に対する施策とか、そういうのを圏域で考えなさいということだと私は思うんです、総務省から

この、そもそも基本的考え方というのは。といった場合、やはりどこの地域はどのくらい限界集落になるとか、そういう高齢化の自治体になると、やっぱりそういったところを考えて、うちはこういうもので生き残りかけるんだと、そういう意見を出し合ってやるべきものと私は思います。

そういったところで、1つは各種イベントあります。一番はやっぱり結婚しないというのが多い。結婚しないから子供ができない。といったところで、私も前にも質問しているんですが、六戸商工会のほうに補助金出している婚活イベントです。こういったもの広域で、もっとメディアなんかを使って、でき得ればもっとお金を使って、今、B-1グランプリが花盛りなんですけど、ああいったみたいに大々的にやって、それから、やっぱり行政でも若者をその場に連れ出すような、そういったところを議論してほしいなというふうにひとつ思います。ですから、こういうところやっぱり、主と従の関係ではなくて主体的にこうしましょう、十和田市、三沢市、こうやりましょうと、そういったところで。

もう一つは、お金が、措置費が来ていますよね、4,000万、中心市に、圏域の自治体も1,000万。どのぐらいの交付がされるかわからないですけども、そういったところに新たな考えでもってお金を使えるような、そういったのが私は望ましいなと思います。そういった考えどうでしょうか。

議長 長（苫米地繁雄君）

町長。

町長 長（吉田 豊君）

まず、ソフト部分となるのか、そういう事業、イベント的な意味合いの部分というのを、確かにこういう広域的、皆さん広い範囲で相談していくということは大事なことだというふうに思っております。そのような、今ご質問があったようなことが共通のものとして、ちょっとみんなでやりましょうということになれば、私は今ご質問あったばかりじゃなくて、一緒に頑張ってもいいなというふうに捉えているところでございます。

例えば六戸等におきますと、既存の広域的要素という、または協力し合いというのがあるわけですが、これは例えて言うなら、六戸町の場合は小松ヶ丘から先の春日台は三沢消防署、こちらのほうは十和田消防署というのがあります。今もちろん協力体制にあります。がしかし、やはりお金の負担だとかいろいろなものがありまして、どうしてもそこにはボーダーラインといいますか、線があるわけですが、ただ、この広域連携という、この自立圏でもってこういう協力の中にあって、そこの線引き部分が、大きく線という捉え

方ではなくて地域として、そういう災害への対応とか、そういう部分が少しずつでもやれるような環境になっていけばいいなというふうに思っております。ですから、具体的意見とするならば、そういうこと等をもっと、これは役所としての事務のすり合わせ、理屈というのは存在しますが、そこにこの広域連携自立圏という部分を踏まえて、もっと簡易な形の中で同一地域みたいにして活動ができるように、できるようにするにはどうしたらいいとか、そういう点等も協議テーマとして六戸町からでしたら申し上げていったらいいのではないのかなと思っておりますのでございます。

よって全体ではないにしても、我々の地域としてのものと、それぞれの市または町村としてのお考えが、個々であったり全体であったり意見があるかと思っておりますので、それらの集約を図りながら、皆さんと支え合うという言葉を上申しましたけれど、そういう地域、人口希薄であったらあったなりで、いる人間のできる最大限の姿をつくり上げていく地域であればいいなというふうに思っておりますので、今、具体的な部分が欠けているというご質問でございまして、おっしゃるとおりかもしれません。しかし、まだ総論的な意味合いの自覚意識という部分をみんなでしっかり持ちましょうというふうな状況の中で、一步スタートを切ったというふうに捉えていただければありがたいなというふうに思っておりますのでございます。

議 長（苫米地繁雄君）

4 番、高坂君。

4 番（高坂 茂君）

よくわかりました。

この構想は、地方が衰退して活力を失わないことと国が少子高齢化で人口減に歯どめをかけるため、一つの策と考えております。平成の合併にて多くの自治体が合併したわけですが、まだ、しかと検証がされていないと思います。次の策、つまり地方分権論、こういうところで、例えば大阪の市長の橋下さんみたいに道州制移行、そういうところがひとり歩きしている場合があります。

我々もそういった再編の流れというのは、多分この圏域、例えば58万の人口が一つになるかもわかりません。そういったことはやっぱり踏まえながら、考えながら、我々がより地域のよりよい発展をやっぱり願う何かが必要、そういった努力が求められているのかなと思っております。

これで、第1点の質問を終わりたいと思います。

次に、学校の体罰について、率直に教育長さんのほうにお伺いしたいと思います。

まず、第1点目の体罰の報告がないと、ひとつ安心しました。

そして、第1点目は、その捉え方です。私も、体罰という体の罰は、すぐ殴られ、殴った、そういったところで思い出しますけれども、例えば虐待ということもあります。それから、パワハラとかいじめ、一緒くたになっていると思います。

今の事案というのは、やはりバスケット部員のキャプテンが代表でぼこぼこに殴られた。それがひとり歩きしているかわからない、ただ、我々はその場面を見ていないわけですから。それと、女子柔道の日本代表クラスが訴えたと、極めてこれは考えられないことだと私は思うんです。そういったところで、体罰が正面に出てきたわけなんですけれども。

果たして、教育長自体も私と大体同年齢ですので、その体罰、私も部活持った経験ありますので、げんこつではやらないけれども、中には言葉でののしったりしたことあったと思います。ですから、そういったところ、みんなそういう経験持っていると思います。そういったところ、率直に教育長の捉え方、正直なところをもう一回答弁願いたいと思います。

議 長（苫米地繁雄君）

教育長。

教育長（櫻田泰弘君）

私も高坂議員と大体同じ年代、スポーツやっています、私が運動をやっていたときは、それこそ運動した後に筋肉を冷やせばだめだよということでした。今は、アイシング、普通に行われています。それから、ウサギ跳びは筋力を鍛えるからいいよということでトレーニングとしていっぱいやらされました。ところが、あれも成長期の子供には影響があるということで、今どんなスポーツもほとんどやっていないと思います。

それから、運動した後すぐ水を飲むというのも、前は体を冷やす等々でだめだということですが、これも今は普通に行われています。ですから、医学の進歩、精神的な進歩から社会の情勢等々によって、やっぱりトレーニング方法はかわるだろうと思っています。

現在、私もある部をずっとやっています、前は結構きつい言葉なんかもあったんですけども、最近子供たちが自分で考えて自分でやらなければ、ぎりぎりの勝負は乗り切れないということが私のスポーツの中では一般的になっています。ですから、少なくとも私の知る範囲の中では、そういう方向で指導をするという方向になっています。体罰等々はこういう流れからいって、やはりできない、まずいという認識で今はおります。

議 長（苫米地繁雄君）

4 番、高坂君。

4 番（高坂 茂君）

それでは、例えばいじめとかアンケートをとっているわけですがけれども、今回のこの体罰についても、学校のほうにアンケートなんか実施したのか、例えば保護者とか、そこ端的にお伺いしたいと思います。

議長（苫米地繁雄君）

教育長。

教育長（櫻田泰弘君）

まず1点目、いじめに関しては、各学校、学期に1回、いじめアンケート及び級友アンケートというのがあるんです。その学校が自分にとって生活しやすいかどうかという部分を聞いているんですけれども、その中でいじめが把握できるようになっています。それが学期ごとに教育委員会に全部提出されることになっております。

それから、体罰の件は皆さんご存じのように、全国各教育委員会通じてアンケートするようになっていますけれども、これは国の文部省が法的にやりなさいということにきていますので、詳細については、現時点では私のほうからはやっぱり差し控えたい。上のほうの文部省が言うてくるのであれば、時期を見てお話しできるかもわかりませんが、児童・保護者・学校の教員に対してアンケートは実施しております。

以上です。

議長（苫米地繁雄君）

4 番、高坂君。

4 番（高坂 茂君）

この教育でも部活動でもそうですけれども、やはり我々日本古来からの、何ていうんですか、武士道というんですか、そういったところがやっぱり根底にあって、それから核家族になっておりますけれども、長老の家長がいて、そして親がいて、3世代とか、その中で、ある程度上からの目線でしつけという部分があってきたというのが、私は否めない事実だと思うんです。そういったところで、どうしても学校に頼るといいますか、今、核家族で夫婦共働きで家庭にいないわけで、そういったところを学校の教室に求めるというのも、私はそれは当たり前かなというふう感じたんです。というところで、例えば先生の言葉に従わないとか、それからコーチの言葉に従わない、よそ見して私語をしている、そういった場合に対して、こらというふうになっちゃうわけなんです。そういった場合どこまで許されるのか。

私はそれがやっぱり体罰に通じるのであれば、捉え方ですよね、そういったところで教員とか指導者が、そういったところまで気を使うようであれば、本来の教育とかできないように私は思うんです。そういったところをざっくばらんに、学校にどういった感じで伝えているのか。また伝えていないのか、そこがわかりませんが、そこの、何ていうのか微妙な言い回しというんですか、通知文というんですか、そういったところは、現に今どういった形でやっているんですか。

議長（苫米地繁雄君）

教育長。

教育長（櫻田泰弘君）

体罰はいけないということは、もう断言しています。

（「絶対ですか」の声あり）

教育長（櫻田泰弘君）

絶対いけないということです。

あとは、やはり子供さん方は半分以上は家庭で生活しておりますので、その家庭での過ごし方、しつけというのは非常に大事になると思っております。

学校においても、PTA等々いろいろな機会で開催を思っておりますけれども、六戸町でも昨年度教育委員会から連合PTAで1つの家庭での会話とか過ごし方をつかったパンフレット、子供さんいる方は持っていつていると思います。黄色いパンフレットを作成して、子供たちに、全児童・生徒の家庭に配布してあります。「夢をかなえるみんなの合言葉」ということでつくってあります。それを配布していますので、それが去年やったやつで、ことしは一步範囲を広めて、青少年協議会のほう、それから生指協のほうで、もう一つ枠を広めた子供たちを見守るから子供たちを育てるという観点で、もう一つ、1歩進めようと思って予算要求なんかもしております。

以上です。

議長（苫米地繁雄君）

4番、高坂君。

4番（高坂 茂君）

あと、今、保護者の方にもそういうパンフレット、チラシみたいな配っているということ、非常に大事な部分だと思うんです、私さっき言ったみたいに。やはり学校、地域と、その家庭というのが、これが三つどもえとなってやはり子供を育てていくという、そういう環



境が必要だと思うんです。そういったところで、保護者会みたいなところにどんどんこういった体罰の現状とか、こういう通達が来ているとか、そういったのを発信して、ぜひとも親御さん、地域ぐるみ、自治体ぐるみで取り組んでいくのがベストだと思いますので、そうしていただければと思います。

もう一点は、さっき教員のほうにも、どうしても従わないものは、体罰、絶対だめだというのは、これはもう先ほど何回も教育長の言葉のほうからも出ておりますので、それは、最初は甘い、これぐらいはいいんじゃないかという捉え方はあったと思います。もう絶対だめということ、これから多分100年後にこれが評価されるのかなと思ったりもします。

そういったところで、もう一つは、例えば正座とか直立とか、そういうのがありますけれども、多分どうしてもそういったとこできないのであれば、言葉の暴力というのが、多分あるんじゃないかと想定されますので、そういったところもやはり体罰に当たるんだよというところを認識してもらうように、そういったところをひとつ先生方にお伝えするようになればいいかなと今感じているところです。

それと、部活動の現場の中で、これは私も新聞の切り抜き、まだとっているんですけども、このトップアスリートのスポーツ指導と暴力ということで、シリーズで、今、東奥日報夕刊に載っています。これ見ていますけれど、やはり過去には体罰しているというのをあからさまにしております。それで現に強くなったというのもあります。どこかでそういう自負心は持っていると思います。ですから、絶対これはなくなると私は思いますけれども、ただ、受け取る側です。私たちも部活の中で、私も精一杯の体罰というんですか、いじめを受けてきました。でもこれは我慢しなければならぬという形で、そのときは当たり前でたんですけれども、ただし、このようにもう世間が体罰だめということになれば、やっぱり指導法とか、その接し方というのは、やっぱり勉強していかなければならないというふうに思います。

そういったところで、例えばあまりコーチのスキルがない場合は、どうしても言葉で指導できない場合は、どうしても手のほうが早くいく場合もあります。だから全てがだめだというふうになっちゃうと、やはり指導者いなくなると思うんです、現実問題として、私はいやだ。そうした場合、やはり子供の面倒を見るコーチなり指導者がいなくなると、これはもう大問題ですので、そういったところも、ひとつ教育長、どういうふうに例えば声掛けするのか、もう一点、そこお話しいただければと思います。

議 長（苫米地繁雄君）

教育長。

教育長（櫻田泰弘君）

4点、ご質問あったと思います。

まず1点目は、保護者会との連携、そしてどんどん情報を発信して行ってほしいということです。おっしゃること、ごもっともだと思っています。学校もそれなりに動いていますので、この方向は堅持していきたいと思っております。

2点目は、体罰は絶対だめと、先生方に何か指導方法の指針をとということですがけれども、法律的にも何点かこういうのは体罰でないよというようなのは上げられている部分があります。それは、例えば指導のために放課後、教室にちょっと残していろいろなことを指導する。指導するということは体罰ということじゃなくてです。それから、授業中、立って歩いて、他の子供に非常に支障があるような場合は、その教室の中で自分のところに立たせていいよと、それから、学校の当番をちょっと多く割り当てるとというような何点か、こういうのはいいよという判例もありますので、これを基準に先生方にお話しをしていきたいと思っております。

それから3点目は、私も高坂議員と同じように全部スクラップとってあります。それで、体罰でちょっと固定したような方はソフトボールの監督ですよね。ですけど、私は、体罰で強くなったという認識じゃなくて、やっぱり最後は心を育てたいと、それで、やっぱりアメリカとのあの接戦を制するというのは、生徒、選手の一人一人の精神力だと思っているんです。ですから、ああいうぎりぎりの場面で人を頼ると、人から言われるということでは乗り切れないと、やっぱり選手の心を育てたということだと私は認識したいと思っています、体罰ではないと。やっぱりいろいろな場面で選手一人一人の心を育てたから金メダル取れたんだらうと、そういう認識をしております。

それから、4点目は、指導者の指導力、これはもっともだと思います。青森県の体罰の事例を見ても、授業中というのは結構多いです。結局、先生が持っている教科の指導力がない、生徒指導力が劣っているという部分があるんだらうと思っています。これは部活でもいろいろな指導でも同じだと思います。やはり、子供たちいろいろな子供いますので、一つの方法だけでやっていけば、やはりぶつかる子もいっぱいいます。やっぱり先生方には、私はよく若者に言うんですけども、先生というのは千手観音でなければだめだと、生徒一人一人が違うんだから、一人一人に合った指導方法しなければいけないよということを使うんですけども、やっぱりそういう指導力を持つことが、今後指導者に求められる資質だと理解して

おります。

以上です。

議長 長（苫米地繁雄君）

持ち時間、残り5分でございますので、最後の質問にしてください。

4番、高坂君。

4番（高坂 茂君）

時間みたいですので一言、きのうのNHKのニュース番組で桜宮高校の当事者、体罰の当事者の小林先生でしたか、出ておりました。私びっくりしたんですけども。普通は出てこないと思うんです。多分、勇気が要ったと思います。一番印象に残っているのは、自分では19年間、体罰だと思っていなかったといった認識です。私はこうしてバスケット部員を育ててきたんだと、その間違いに気づいたということ、19年間、非常に私はその言葉に重みがあると思うんです。ですから、ただ言えることは、体罰はだめなんだと最終的には言っているんです。ということで、教育長さんも今話しありましたように、どうしても甘えの部分があるんです、我々には。このぐらいいいんじゃないのか。ただ、受け取るほうからすれば、非常にそれはショックだと。

そういったところでかなり、家族もいるでしょう、生活もあるでしょう、周りの人もいるでしょう。そういった中で、あの全国版に出てきたというのは、非常に私は逆に罪は罪として認めるんですけども、後世にこういうことがない、体罰はだめだと、これを契機に無くしてほしいという、そういうメッセージだと思っております。我々もこの現場で、絶対体罰はだめなんだ、言葉もだめなんだと、ただし、それを受け取る側もありますけれども、行き過ぎたところはだめですよと言えるような人間になりたいなと思っております。

そういったところで教育委員会も、教育委員長さんもおられますけれども、ぜひともオープンにして、実際にいじめとか体罰とかそういう問題があったら、情報公開して、そうして前向きに問題に取り組んでいただきたい、それが地域の発展につながると思います。それを念じて質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

議長 長（苫米地繁雄君）

答弁要りますか。

これで4番、高坂茂君の一般質問が終わりました。

以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議を3月11日午前10時より本議事堂において再開いたしますので、本席より告知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

散会（午後 0時16分）